

伏見区役所深草支所コミュニティーホール使用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、伏見区役所深草支所のコミュニティーホールを、その地域内に居住する個人又は地域内に本拠地を置く団体が、地域の福祉、文化の向上等を図り、市民の豊かな市民生活の形成に資することを目的とした作品の展示の場として使用するための必要な手続きを定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 コミュニティーホールを使用する個人又は団体の責任者（以下「申請者」という。）は、伏見区役所深草支所担当区長（以下「担当区長」という。）が定めるコミュニティーホール使用申請書兼許可証（別記様式）により担当区長に申請しなければならない。

2 使用許可を受けた後に、使用目的その他の許可申請内容に変更が生じたときは、直ちにその旨を担当区長に申し出なければならない。

(使用許可の受付期間)

第3条 コミュニティーホール使用許可申請兼許可書（別記様式）の受付は、使用する日の3ヶ月前から1週間前までとし、その受付時間は別表のとおりとする。ただし、国民の祝日に関する法律に定める休日、土曜日及び日曜日には受付を行わない。

(使用期間及び使用時間帯)

第4条 コミュニティーホールを使用することのできる期間は、月曜日から金曜日までの5日以内とし、国民の祝日に関する法律が定める休日は使用できないものとする。ただし、担当区長が特に必要と認めるときはこの限りではない。

2 コミュニティーホールを使用することができる時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

3 コミュニティーホールは、毎年12月27日から翌年1月5日までの間並びに公職選挙法に定める公示日または告示日から開票日の翌日までの間は使用を許可しない。

(使用許可)

第5条 担当区長はコミュニティーホールの使用を許可したときは、コミュニティーホール使用許可申請書兼許可書（別記様式）を申請者に交付する。

2 許可を受けてコミュニティーホールを使用するもの（以下「使用者」という。）は、コミュニティーホール使用許可申請書兼許可書（別記様式）を本市職員に提示し確認を受けてから使用しなければならない。

(使用の取消し)

第6条 コミュニティーホール使用許可申請書兼許可書の受理又は交付の後に、コミュニティーホールを使用しなくなったときは、ただちにその旨を担当区長に申し出て取消しの手続きを行わなければならない。

(使用の不許可)

第7条 次の各号の一に該当するときは、その使用を許可しない。

- (1) 区・支所の業務の遂行に支障があるとき
- (2) 総合庁舎の管理上支障があるとき
- (3) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害する恐れがあるとき
- (4) 政治活動に利用される恐れがあるとき
- (5) 宗教活動に利用される恐れがあるとき
- (6) 営利行為、その他特定の人又は団体の利益に供する恐れがあるとき
- (7) 会費、入場料等名目の如何を問わず金銭を徴収するとき
- (8) その他担当区長が不適當と認めるとき

(使用許可の変更)

第8条 次の各号の一に該当するときは、担当区長は使用の許可を取消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することがある。

- (1) この要綱に定める事項、又は使用許可時の注意事項に違反したとき
- (2) 災害その他の不可抗力によりコミュニティーホールの使用ができなくなったとき
- (3) 公職選挙の実施が決定したとき
- (4) その他公用又は管理上の都合により、担当区長が特に必要と認めるとき

2 前項の措置によって損害が生ずることがあっても、担当区長及び本市はその責を負わない。

(使用者の禁止行為)

第9条 使用者は、次の各号に定める行為をしてはならない。

- (1) 床面、壁面、天井への工作行為
- (2) 飲食、飲酒、喫煙行為
- (3) 音楽の演奏等みだりに大きい音を立てる行為
- (4) その他担当区長が不適切と認める行為

(管理義務等)

第10条 コミュニティーホールの使用に当たっては、常に監視者を配置し、来庁者の安全

を確保するとともに、展示品の破損及び展示品による事故等に対して責任を持つなど、善良ある管理者の注意を持って管理するものとする。

2 展示中に生じた展示品の破損については、担当区長及び本市はその責を負わない。

(原状回復)

第11条 用者は、使用する施設の終了し、又は使用の許可の取消しを受けたときは、速かに現状に復し、確認を受けなければならない。

(特別の設備)

第12条 使用者は、使用する施設に特別の設備をしようとする場合は、担当区長の許可を受けなければならない。

2 担当区長は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において、必要な設備をさせ、又は必要な措置を講じさせることができる。

(地位の譲渡等の禁止)

第13条 使用者は、その地位を譲渡し、又は他人に利用させることができない。

(損害賠償)

第14条 使用者はコミュニティーホール、その他付属設備又は備品等を破損するなど、本市に損害を与えたときは、担当区長の認定によりその損害を賠償しなければならない。

(その他)

第15条 前項条に定めない事項、その他コミュニティーホールの使用に関して必要な事項は担当区長が別に定める。

付 則 この要綱は、平成14年12月10日から実施する。

付 則 この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

付 則 この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

付 則 この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

付 則 この要綱は、令和4年7月1日から実施する。

別表 (受付時間)

曜 日	午 前	午 後
月曜から金曜の 平日のみ	午前9時から正午	午後1時から午後5時